

商品概要説明書

J Aバンク神奈川新規就農資金

(令和4年4月1日現在)

商品名	J Aバンク神奈川新規就農資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方、または、組合員（正組合員・准組合員）となることが見込まれる農業者等の方。○ 新規就農者の方（以下の要件すべてを満たす方）<ul style="list-style-type: none">① 就農開始 5 年目までの方② 地域農業戦略（例：「地域営農ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる方）などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる方。③ 原則として個人（一戸一法人を含む）。④ 原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。○ 貸付年齢は、原則 65 歳未満となります。○ 神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。<ul style="list-style-type: none">※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ神奈川県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 農業経営にかかる設備・運転資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	<p>【設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 15 年以内（据置期間 5 年以内） <p>【運転資金】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 5 年以内（据置期間 1 年以内）
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none">○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 証書借入における元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6 か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。（6 か月ごとの増額返済はお借入額の 40% 以内とします。）○ 一部繰上返済および全額繰上返済は任意の日に行えます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○ 担保は必要に応じて設定させていただくことができます。

保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ※最終償還時の年齢が満 71 歳以上の場合は、原則として農業後継者等を連帯保証人としていただきます。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 												
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【例】お借入額 100 万円、元利均等返済方式の場合の一括前払い保証 <table border="1" data-bbox="391 696 1390 792"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>1,559</td> <td>4,166</td> <td>6,458</td> <td>8,490</td> <td>11,102</td> </tr> </table> ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.3% です。 ○ 保証料を一括でお支払いいただいた方が繰上返済を行った場合、繰上返済金額に対する未経過分の保証料を保証機関所定の方法で算出のうえ、一定金額を差し引いて返戻いたします。なお、繰上返済金額に対する未経過分の保証料がこの一定金額に満たない場合は返戻いたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額繰上返済の場合…5,000 円 ・ 一部繰上返済の場合…5,000 円/回 	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料 (円)	1,559	4,166	6,458	8,490	11,102
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料 (円)	1,559	4,166	6,458	8,490	11,102								
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の繰上返済手数料（消費税等含む）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額繰上返済（500 万円未満）の場合 5,500 円 ・ 全額繰上返済（500 万円以上 1,000 万円未満） 22,000 円 ・ 全額繰上返済（1,000 万円以上） 33,000 円 ・ 一部繰上返済の場合は、繰上返済手数料はかかりません。 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。 												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。 当 J A では規制の制定など、苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 J A 総合リスク管理室または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） 												

その他	<ul style="list-style-type: none">○ お申込みに際しては、当 J A、および神奈川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J A セレサ川崎